B　保管制限と廃棄

個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、行政機関等及び地方公共団体等が保有する個人番号が記載された文書等については、各機関が定める文書管理に関する規程等によって保存期間が一般的に定められており、これらの文書等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。

一方、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。

＊　扶養控除等申告書は、所得税法施行規則第76条の３により、当該申告書の提出期限（毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日まで）の属する年の翌年１月10日の翌日から７年を経過する日まで保存することとなっていることから、当該期間を経過した場合には、当該申告書に記載された個人番号を保管しておく必要はなく、番号法上、原則として、個人番号が記載された扶養控除等申告書をできるだけ速やかに廃棄しなければならない。

そのため、個人番号が記載された扶養控除等申告書等の書類については、保存期間経過後における廃棄を前提とした保管体制をとることが望ましい。

＊　地方公共団体が保有する個人番号が記載された文書については、各地方公共団体が定める文書管理に関する規程等に基づき、保存期間満了日まで保存することとなっているが、当該期間を経過した場合には、番号法上、原則として、個人番号が記載された文書をできるだけ速やかに廃棄しなければならない。

※　廃棄方法等の具体的な内容については、「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」を参照のこと。

第４－３－(5)　本人確認

（関係条文）
・番号法　第16条

● **本人確認**（番号法第16条）

本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。

〈参考〉

番号法、番号法施行令及び番号法施行規則における本人確認の概要は、次のとおりである。この項目において、「法」は番号法、「令」は番号法施行令、「規」は番号法施行規則をいう（番号法施行規則第１条第１項第１号の場合は、「規１①一」と表記する。）。

①　本人から個人番号の提供を受ける場合

ⅰ　個人番号カードの提示を受ける場合

「個人番号カード」(法16)

ⅱ　通知カードの提示を受ける場合

「通知カード」＋「本人の身元確認書類」
(法16)　(規１①)
→ 運転免許証等（規１①一、二）
→ 困難な場合（規１①三）
→ 財務大臣等の特則（規１③一から四まで）
→ 困難な場合（規１③五）
→ 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合（規３⑤）

ⅲ　ⅰ、ⅱ以外の場合

(ⅰ)　書類の提示を受ける場合等

「番号確認書類」＋「本人の身元確認書類」
(令12①一)　(令12①二)
→ 住民票の写し等
→ 困難な場合（規３①）
→ 運転免許証等（規２）
→ 困難な場合（規３②）
→ 財務大臣等の特則（規３③）
→ 電話による場合（規３④）
→ 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合（規３⑤）

(ⅱ)　電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合

個人番号カードのＩＣチップの読み取り、電子署名等の送信、個人番号利用事務実施者による地方公共団体情報システム機構への確認等（規４）

②　本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合

ⅰ　書類の提示を受ける場合等

「代理権確認書類」＋「代理人の身元確認書類」＋「本人の番号確認書類」
(令12②一)　(令12②二)　(令12②三)
→ 戸籍謄本、委任状等
(規６①一、二)
→ 困難な場合（規６①三）
→ 代理人が法人の場合（規６②）
→ 電話による場合（規９③）
→ 個人番号カード、運転免許証等
(規７①)
→ 代理人が法人の場合（規７②）
→ 困難な場合（規９①）
→ 財務大臣等の特則（規９②）
→ 電話による場合（規９③）
→ 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合（規９④）
→ 本人に係る個人番号カード等
(規８)
→ 困難な場合（規９⑤）

ⅱ　電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合

代理権証明情報及び代理人の電子署名等の送信、個人番号利用事務実施者による地方公共団体情報システム機構への確認等（規10）

※　書面の送付により個人番号の提供を受ける場合は、上記で提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない（規11）。

第４－４　その他の取扱い

第４－４－(1)　保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

（関係条文）
・番号法　第29条第１項及び第２項、第30条第１項から第３項まで
・行政機関個人情報保護法　第９条
・独立行政法人等個人情報保護法　第10条